

平成30年2月20日
少子化対策監室
子育て支援課長 森田 典子
内線 4060 (076)225-1420

「里親を考える集い」の開催について

1 事業の目的

里親制度は、様々な事情で親と暮らすことができない子どもを、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下で養育する制度であり、家庭での生活を通じて、子どもが成長する上で重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行い、子どもの健全な育成を図る有意義な制度である

一人でも多くの方に「里親制度」と家庭での温かい生活を必要とする多くの子ども達の存在を知っていただくとともに、新たな里親登録者を増やすことを目的に、里親に関する講演会を開催する。

2 日時等

日 時：平成30年3月17日（土） 14：00～15：30
場 所：石川県地場産業振興センター（新館 第10研修室）
（金沢市鞍月2-1）

3 内 容

講演会（14：00～15：30）

「すべての子どもが地域で“しあわせ”に育まれるために」
～社会的養護経験者の視点から～

講師：中村 みどり 氏（NPO法人キーアセット）

4 その他

チラシを添付します。

やさしい社会の絆

入場
無料

どなたでも
ご参加いただけます



オレンジリボン®は
児童虐待防止の
シンボルマークです

里親を考える集い

～家庭を必要とする子どもたちのための里親制度について一緒に考えてみませんか～

里親とは…さまざまな事情により、自分の家庭で生活することができないお子さんを、愛情と真心を込めて養育して下さる方のことです。

日時

平成30年 **3月17日(土)** 14:00～15:30(開場13:00)

場所

石川県地場産業振興センター (新館 第10研修室)

演題

「すべての子どもが地域で
“しあわせ”に育まれるために」
～社会的養護経験者の視点から～



講演者
中村 みどり氏
(NPO法人キアアセット)

大阪府にある乳児院・児童養護施設で18歳まで生活。

施設退所後は、奨学金を利用し大学に進学。大学では社会福祉を学ぶ。

高校生の時に、社会的養護経験者の居場所活動CVV(Children's Views & Voices)の立ち上げメンバーとして関わり、現在もスタッフとして参加している。

2011年ワーキングホリデーでカナダに滞在中、IFCO世界大会カナダ大会にて、日本の里親さんたちとの出会いを経験。日本に帰国後、2012年特定非営利活動法人キアアセットで働き始め、現在に至る。

IFCO2013大阪世界大会ではユースプログラムのリーダーを務める。

社会的養護経験者として、2014年3月より厚生労働省 社会保障審議会 児童部会社会的養護専門委員会委員を務めている。

きりとり ✂

参加申込書

※託児あります。(要申し込み・先着順)

お名前	託児希望	有 ・ 無	託児児童	人数	人	歳、	歳
住所	連絡先						
お名前	託児希望	有 ・ 無	託児児童	人数	人	歳、	歳
住所	連絡先						

主催 石川県・石川県里親会

申込・
問合せ先

石川県健康福祉部少子化対策監室
TEL:076-225-1421 FAX:076-225-1423
E-mail: orange@pref.ishikawa.lg.jp

※お申し込みは必要事項をご記入の上、本チラシを直接郵送、FAXしてください。また、電話、E-mailでのお申し込みも受け付けています。

申込締切 **3月9日(金)** (定員60名、先着順)

「里親」って？

さまざまな事情で、自分の家庭で暮らすことができない子どもを、一定期間あるいは継続的に(原則17歳まで)、自分の家庭に迎え入れ、愛情と誠意を持って養育して下さる方を「里親」といいます。みなさんも里親になることができます。里親にはいろいろな種類があります。それぞれに合ったかたちでご協力をお願いします。



自立するまで
家庭のあたたかさを
子どもたちに

子どもの人生と共に歩む

養子縁組里親

親が養育できない子どもを養子縁組を前提として育てて下さる方。(事前研修の受講が必要です。)



「家庭の生活」を子どもたちに伝える

養育里親

事情があって家庭で育てられない子どもを、一定期間、あるいは継続的に育てて下さる方。(事前研修の受講が必要です。)
子どもに愛情を注いで育ててください。

ずっと
家族でいる



親族里親

両親がいない子どもを親族(祖父母や兄弟姉妹)が育てる里親。



家庭の中で細やかなかわりを

専門里親

里親としての経験と専門知識を生かし、虐待を受けた子どもなど生活上細やかな配慮が必要な子どもに対し、家庭で養育して下さる方。

わたしにもできる？

Q1

「里親」=養子縁組ではないの？

里親制度には養子縁組を前提とする「養子縁組里親」も含まれますが、他にもいろいろな里親の種類があります。養子縁組を前提とせず、事情があって家庭で生活できない子どもを家庭に迎え入れる「養育里親」などです。あなたの家庭ではどの里親ならできそうですか。

Q2

自分の子どもがいてもできますか？ 夫婦共働きなのですが…

実子のいる里親さんも、共働きの里親さんもいらっしゃいます。あなたの家庭状況に応じた支援の方法をご検討のうえ、児童相談所に一度ご相談ください。

Q3

性別や年齢など、どんな子がいいか 希望は言える？

ご希望はうかがいますが、里親家庭を必要とする子どもの性別や年齢と、受け入れ家庭のご事情や家族構成などを確認し、児童相談所が総合的に相談します。

里親に関する
質問に
お答えします



Q4

養育に必要な経費の支援はありますか？

子どもを受け入れた後は、子どもに必要な生活費・教育費・里親手当が支給されます。特別に広い家などは必要ありません。

Q5

里親になるための要件ってあるの？

次のような要件があります。

- 子どもの養育についての理解及び熱意並びに子どもに対する豊かな愛情をもっていること
- 経済的に困窮していないこと
- 子どもの養育に関し、虐待等の問題がないと認められること
- 「児童福祉法」で定める欠格事由に該当しないこと(「児童福祉法」及び「児童買春、児童ポルノに関わる行為等の処罰及び児童の保護法に関する法律」の規定により、罰金以上の刑に処されたことがないことなど)